

第1章 通則

(目的)

第1条 関西大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、健康学、情報学、安全学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

(教育研究活動等の状況の公表)

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表する。

(学部及び学科等)

第2条 本大学に次の学部及び学科を置く。

法学部

法学政治学科

文学部

総合人文学科

経済学部

経済学科

商学部

商学科

社会学部

社会学科

社会学専攻

心理学専攻

メディア専攻

社会システムデザイン専攻

政策創造学部

政策学科

国際アジア学科

外国語学部

外国語学科

人間健康学部

人間健康学科

総合情報学部

総合情報学科

社会安全学部

安全マネジメント学科

ビジネスデータサイエンス学部

ビジネスデータサイエンス学科

システム理工学部

数学科

物理・応用物理学科

機械工学科

電気電子情報工学科

環境都市工学部

建築学科

都市システム工学科

エネルギー環境・化学工学科

化学生命工学部

化学・物質工学科

生命・生物工学科

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第2条の2 法学部は、法と政治に関わる幅広い知識と判断力を培うことによって、自律的かつ創造的に思考、行動し、複雑多様で変化の激しい現代社会に柔軟に対応できる人材を育成することを目的とする。

2 文学部は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民の育成を目的とする。

3 経済学部は、経済学の基本的原理を学ぶことで国際化と情報化の進展する現代にあつて

国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。

- 4 商学部は、経営に対する広い視野と鋭い洞察力を持ち、単なる利益の追求にとどまらず、企業倫理と社会的責任を深く認識した品格ある柔軟なビジネスリーダーを育てることを目的とする。
- 5 社会学部は、社会学、心理学、メディア及び社会システムデザインに関する理論的・実証的研究教育を行うとともに、人間や社会に関わる専門性と学際性を備えた有能な人材を育成することを目的とする。
- 6 政策創造学部は、国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等多様な領域を横断的に学ぶことによって、現代社会の諸問題を、発見する力、解決の方法を見出す力及びそれを実行・実現する力を養うことを目的とする。
 - (1) 政策学科は、国際・アジア分野、政治・政策分野、地域・行政分野、組織・経営分野等における社会・人文諸科学を学ぶことにより、現代において複雑に入り組んだ問題を解決するための政策を創造しうる人材を育成することを目的とする。
 - (2) 国際アジア学科は、多様な歴史と文化を前提とするそれぞれの地域、国家、国際社会の公共政策、法政策及び社会的諸事情を学ぶことにより、国際的通用力を有する人材育成を目的とする。
- 7 外国語学部は、全学の外国語教育を担うとともに、卓越した外国語力とコミュニケーションスキルを基に、教育界を含む国際社会で活躍できる「外国語のプロフェッショナル」の育成を目的とする。
- 8 人間健康学部は、人間生活における健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育を行い、人間と健康に関する総合的な専門性を持つ人材を育成することを目的とする。
- 9 総合情報学部は、情報の理論とその意義や機能及び情報と人間・社会との関係について幅広い知識を培うとともに、情報技術を活用して問題の解決を図ることのできる人材の育成を目的とする。
- 10 社会安全学部は、現代社会の安全を脅かす様々な問題について、学際融合的・実践的な教育研究を行うとともに、安全・安心な社会の構築に寄与できる、幅広い視野と問題解決能力を備えた人材の育成を目的とする。
- 11 ビジネスデータサイエンス学部は、先端技術の深い理解のもと、ビジネスの現場に根ざした知恵を生かし、複雑な事象についてデータを基礎に理解し発展させることで、新しい価値を創出することができる人材を育成することを目的とする。
- 12 システム理工学部は、安全で質の高い生活を目指して持続的に発展を続けるための高度で信頼できる「しくみ」と「しかけ」を創造できる力量と論理的な思考能力を養い、産

業技術や社会に資する有為な人材の育成を目的とする。

(1) 数学科は、現代における様々な事象を分析し抽象化する能力を養い、各々の直面する問題を解決するための数理的構成力、論理的思考力とそれらを的確に表現する能力を持つ人材の育成を目的とする。

(2) 物理・応用物理学科は、科学技術の基盤となっている物理・応用物理学の基幹分野を体系的に学習し、数理的解析法と実験計測法の修得を通して、幅広い分野に応用できる科学的思考力・分析力・創造力の育成を目的とする。

(3) 機械工学科は、社会を支える機械システムの構築・創造に不可欠な物質的機能、エネルギー的機能、情報处理的機能の基本原理の理解と応用技術を修得するとともに、問題発見・思考・解決能力をもった人材の育成を目的とする。

(4) 電気電子情報工学科は、現代社会に不可欠の電気電子、情報、通信のハードウェアとソフトウェア技術を中心に、専門的な知識を修得するとともに、問題発見・思考・解決能力をもった人材の育成を目的とする。

13 環境都市工学部は、都市産業社会における住民生活と生産活動が共生する安全・安心かつ環境に配慮した「まち」空間の創生と再生に関する科学技術の知識と豊かな創造性を備えた人材の育成を目的とする。

(1) 建築学科は、耐震・耐久性に関わる構造、熱・光・音など環境を扱う自然科学分野から、設計・計画、歴史・意匠の人文・社会科学分野にわたる幅広い科目の修得により、高度の理解力と問題解決能力、創造的な感性を備えた人材の育成を目的とする。

(2) 都市システム工学科は、自然環境に調和した都市を創造するため、環境、情報、マネジメント等の視点から、都市システムを計画、設計及び維持管理するために必要な知識と技術を修得し、まちづくりを担う技術者・研究者の育成を目的とする。

(3) エネルギー環境・化学工学科は、物理化学、化学工学等の学問を基礎とし、これらに関する演習・実験を通して問題の本質を把握・解決できる能力を養成し、現代の種々のエネルギー・環境問題に工学的に対処できる技術者・研究者の育成を目的とする。

14 化学生命工学部は、「もの」と「いのち」の共生を図る科学技術の開発と創成を目指し、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築を志す、独創的なものづくり能力を持つ人材の育成を目的とする。

(1) 化学・物質工学科は、分子、高分子、マテリアル及び生体関連物質の合成、反応、製造、加工等に関わる専門的な知識と能力を身に付けるとともに、これら物質の構造・機能に関する学理と技能も修得し、創造性豊かな人材の育成を目的とする。

(2) 生命・生物工学科は、食品・生命・医療・環境に関する諸問題に対応可能な知識と技術を持つ人材を育成するために、講義と実験を通して、生命現象を細胞内反応や生体分子の作用として理解させ、幅広い生命科学・生物工学の技法の修得を目的とする。

(方針)

第2条の3 本大学は、前条の教育研究上の目的を踏まえて、本大学、学部ごとに次の方針を定める。

(1) 卒業認定・学位授与の方針

(2) 教育課程編成・実施の方針

(3) 入学者受入れの方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

3 第1項第2号を定めるに当たっては、同項第1号との一貫性の確保に努めるものとする。

4 本大学は、第1項第1号及び第2号に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

5 入学者の選抜は、第1項第3号に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(収容定員等)

第3条 本大学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学科名		入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法学政治学科	715名		2,860名
	計	715名		2,860名
文学部	総合人文学科 (初等教育学専修50名を含む。)	770名		3,080名 (初等教育学専修200名を含む。)
	計	770名		3,080名
経済学部	経済学科	726名		2,904名
	計	726名		2,904名
商学部	商学科	726名		2,904名
	計	726名		2,904名
社会学部	社会学科			
	社会学専攻	198名		792名
	心理学専攻	198名		792名
	メディア専攻	198名		792名
	社会システムデザイン専攻	198名		792名
計	792名		3,168名	
政策創造学部	政策学科	250名		1,000名

	国際アジア学科	100名		400名
	計	350名		1,400名
外国語学部	外国語学科	165名		660名
	計	165名		660名
人間健康学部	人間健康学科	330名 (福祉と健康 コース100名を 含む。)		1,320名 (福祉と健康コ ース400名を含 む。)
	計	330名		1,320名
総合情報学部	総合情報学科	500名	30名	2,090名
	計	500名	30名	2,090名
社会安全学部	安全マネジメント学科	275名		1,100名
	計	275名		1,100名
ビジネスデータサイエンス学部	ビジネスデータサイエンス学科	350名		1,400名
	計	350名		1,400名
システム理工学部	数学科	33名		132名
	物理・応用物理学科	66名		264名
	機械工学科	220名		880名
	電気電子情報工学科	182名		728名
	計	501名		2,004名
環境都市工学部	建築学科	105名		420名
	都市システム工学科	132名		528名
	エネルギー環境・化学工学科	88名		352名
	計	325名		1,300名
化学生命工学部	化学・物質工学科	242名		968名
	生命・生物工学科	105名		420名
	計	347名		1,388名

(修業年限)

第4条 本大学学部の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数8年を超えることはできない。

(外国人留学生)

第5条 本大学は、外国人留学生の入学を許可することができる。

2 外国人学部留学生に関する規定は、第7章に定める。

(委託生、聴講生及び科目等履修生)

第6条 本大学に委託生、聴講生及び科目等履修生の制度を置く。

2 委託生、聴講生及び科目等履修生に関する規定は、第8章に定める。

(大学院)

第7条 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、関西大学大学院学則に定める。

(留学生別科)

第7条の2 本大学に留学生別科を置く。

2 留学生別科に関する規定は、関西大学留学生別科規程に定める。

(附置機関)

第8条 本大学に次の機関を附置する。

- (1) 関西大学図書館
- (2) 関西大学博物館
- (3) 関西大学インフォメーションテクノロジーセンター
- (4) 関西大学経済・政治研究所
- (5) 関西大学東西学術研究所
- (6) 関西大学先端科学技術推進機構
- (7) 関西大学法学研究所
- (8) 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構

2 前項各号の機関に関する規定は、第10章に定める。

(附置施設)

第9条 本大学に次の施設を附置する。

- (1) 関西大学保健管理センター
- (2) 関西大学学生寮

2 前項各号の施設に関する規定は、第11章に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本大学記念日
昇格記念日 6月5日
創立記念日 11月4日
- (4) 夏季休業 8月上旬から9月20日まで
- (5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
- (6) 春季休業 2月下旬から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程

(授業の種類と方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業に必要な単位のうち60単位を超えないものとする。

(授業科目)

第13条の2 各学部（総合情報学部及び社会安全学部を除く。）の授業科目は、共通教養科目、外国語科目及び専門教育科目に分け、4学年に配当する。

2 総合情報学部の授業科目は、導入科目、基礎科目、共通教養科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目及び教職・その他の科目に分け、4学年に配当する。

3 社会安全学部の授業科目は、基礎科目群、専門科目群、統合科目群及び自由科目群に分け、4学年に配当する。

4 学年度によっては、教授会の議に基づき開講しない授業科目又は特別に開講する授業科目がある。

(単位数計算)

第14条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間

の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第14条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、15週その他の学部が定める適切な期間を単位として行う。

(共通教養科目)

第15条 共通教養科目の授業科目及び単位数等は別表第1に定めるとおりとする。ただし、総合情報学部は別表第10に、社会安全学部は別表第11において定める。

- 2 共通教養科目については、第18条の規定に基づき、20単位以上を修得しなければならない。ただし、社会学部、人間健康学部及びビジネスデータサイエンス学部は16単位以上、外国語学部は12単位以上、政策創造学部は10単位以上を修得するものとする。

(外国語科目)

第16条 外国語科目の授業科目及び単位数等は別表第1の2に定めるとおりとする。ただし、総合情報学部は別表第10に、社会安全学部は別表第11において定める。

- 2 外国語科目については、第18条の規定に基づき、16単位以上を修得しなければならない。ただし、総合情報学部は14単位以上、社会学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部は12単位以上、人間健康学部及びビジネスデータサイエンス学部は8単位以上を修得するものとし、外国語学部においては卒業に必要な単位に含めることができる。

第17条 削除

(授業科目名称及び単位数等)

第18条 各学部の授業科目の名称、単位数及び卒業要件等は、別表第2から別表第14までに定めるとおりとする。

(他学部履修)

第19条 学生が所属以外の他の学部の授業科目の履修を希望するときは、当該学部長の許可を得なければならない。

(教職課程)

第20条 各学部それぞれの教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を取得させるための課程を置く。

- 2 前項の免許状の種類は、別表第15に定めるとおりとする。
- 3 第1項の授業科目及び単位数等は、第18条に定めるとおりとする。

(司書等の資格及び受験資格課程)

第21条 司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格取得並びに社会福祉士受験資格の取得に必要なそれぞれの授業科目及び単位数等は、別表第16に定めるとおりとする。
(履修届)

第22条 学生は履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を所属学部長に提出しなければならない。

(他大学授業科目等の履修及び単位認定)

第22条の2 本大学が協定又は認定する他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り、これを許可することができる。

2 文部科学大臣が定める学修であって教授会が教育上有益と認めた場合については、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条の3 学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、本大学において修得したものとして認定することができる。

2 学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編・転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて、60単位を超えないものとする。

第4章 単位の授与、卒業及び学位

(単位の授与)

第23条 授業科目については、試験その他の学部が定める適切な方法により学修の成果を評価して、合格した者には所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与は、春学期末又は秋学期末に行う。

(試験の方法)

第24条 試験の方法は、筆記試験による。

2 正当な理由により受験できなかった者には、教授会で認められた限度内において追試験を行うことがある。

(成績評価)

第25条 授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点、

評語及び合否は、次のとおり定める。

評点	評語	合否
100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

2 前項の規定にかかわらず、成績を段階表示することになじまない科目については、合格を合と表示する。

3 前2項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、原則として認と表示する。

(学位)

第26条 本大学に8学期以上在学して所定の課程を修了した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、卒業した学部に応じて、次のとおりとする。

法学部	学士 (法学)
文学部	学士 (文学)
経済学部	学士 (経済学)
商学部	学士 (商学)
社会学部	学士 (社会学)
政策創造学部	学士 (政策学)
外国語学部	学士 (外国語学)
人間健康学部	学士 (健康学)
総合情報学部	学士 (情報学)
社会安全学部	学士 (学術)
ビジネスデータサイエンス学部	学士 (ビジネスデータサイエンス)
システム理工学部	学士 (工学又は理学)
環境都市工学部	学士 (工学)
化学生命工学部	学士 (工学)

3 前項の規定にかかわらず、第48条に規定する特別編入学生としてウェブスター大学との協定に基づく所定の課程を修了した者には、学士 (教養) の学位を授与する。

4 学位及びその授与等に関する規定は、関西大学学位規程に定める。

(早期卒業)

第26条の2 前条第1項の規定にかかわらず、本大学に6学期以上在学した者が、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合は、卒業を認め、学士の学位を授与することができる。

2 前項の規定による早期卒業の認定に関する規定は、別に定める。

第5章 入学、編入学、転入学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第27条 入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第28条 本大学の学部第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (9) 本大学において、個別の入学資格審査により、第1号及び第2号に規定する者と同程度の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学試験)

第29条 入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

(入学の出願)

第30条 入学を志願する者は、第42条に規定する入学検定料を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長作成の調査書
- (3) 最近3カ月以内に撮影した写真
- (4) その他出願に必要な書類

(入学手続)

第31条 第29条の結果に基づき入学を許可された者は、第43条に規定する入学金その他の学費を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 在学保証書
- (3) その他入学に必要な書類

(保証人)

第32条 保証人は父母又は近親者とし、保証する学生が在学中誓約を守ることに付いて、責任を負わなければならない。

- 2 死亡その他の理由によって保証人に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第33条 編入学又は転入学を志願する者があるときは、試験を行い教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (4) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (5) 本大学において、相当の年齢に達し、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

- 3 前項の規定にかかわらず、ウェブスター大学との協定に基づく編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て第48条に規定する特別編入学生として入学を許可する。

第34条 削除

(大卒者の編入学)

第35条 第33条の規定にかかわらず、大学を卒業した者が他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願するときは、試験を行い教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。この場合において、同一学部の他の学科の範囲は、教授会の議を経てその都度決定する。

(留学)

第35条の2 本大学は、本大学の協定又は認定する外国又は国内の大学へ留学を希望しようとする者を教授会の議を経て留学させることができる。

2 前項の規定による留学の期間のうち第4条に規定する修業年限に算入することができるのは、原則1年とする。ただし、教授会が特に必要と認めるときは、2年まで算入することができる。

3 外国の大学への留学に関する規定は、関西大学学部学生留学規程に定める。

(休学)

第36条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

3 休学期間中は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

4 休学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

(復学)

第37条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て復学することができる。

2 復学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

(退学)

第38条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、所属学部長に提出しなければならない。

2 退学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

(再入学)

第39条 退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て再入学することができる。

2 再入学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

(処分)

第40条 学生であって本大学の学則及び諸規程に違反し、またその他学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学生を退学、停学又は譴責の処分に付する。

2 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

(処分の退学)

第41条 前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第42条 本大学に入学を志願する者は、第30条に規定する手続を行うと同時に学費規程に定める入学検定料を納めなければならない。

(学費)

第43条 入学又は編入学若しくは転入学を許可された者は、学費規程に定める入学金及び授業料を所定の期日までに納めなければならない。

(納入期日等)

第44条 学費の納入期日は、学費規程に定める。

- 2 前項の納入は、所定の手続を経て延納又は分納とすることができる。
- 3 前項の延納及び分納に関する規定は、学費規程に定める。

(学費の返還)

第45条 既に納めた学費その他は、返還しない。

- 2 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

(除籍)

第46条 所定の期日までに学費を納入しなかった者が、指定された納入期間内に滞納学費を納入しないときは除籍にする。

- 2 除籍に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
- 3 第1項の納入期間に関する規定は、学費規程に定める。

(復籍)

第46条の2 除籍となった者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て復籍することができる。

- 2 復籍に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

第7章 外国人学部留学生、特別編入学生及び特別聴講学生

(外国人学部留学生)

第47条 外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者又はこれと同等以上の資格ある者が、本大学学部に入學を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書又はこれに準ずる証明書のある者に限り、選考の上、外国人学部留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人学部留学生に対しては、第13条の2に規定する授業科目のほか、外国人留学生科目を置く。

3 前項のうち、外国人留学生科目の授業科目及び単位数等は、別表第1の3に定めるとおりとする。ただし、総合情報学部は別表第10に、社会安全学部は別表第11において定める。

(特別編入学生)

第48条 ウェブスター大学との協定に基づく編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て特別編入学生として入学を許可する。

(特別聴講学生)

第48条の2 他の大学の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

第8章 委託生、聴講生及び科目等履修生

(委託生の定義)

第49条 本学則において委託生とは、公共団体又はその他の機関からの委託に基づき、第28条、第33条及び第35条の規定によらないで、本大学において学習を許可された者をいう。

(委託生の選考等)

第50条 前条の入学を志願する者があるときは、正規学生の学習に妨げのない限り、学部長は教授会の議を経て許可することができる。

2 委託生の教育課程及びその単位は、委託者の希望を考慮し、教授会においてその都度決定する。

(聴講生及び科目等履修生の定義)

第51条 本学則において聴講生及び科目等履修生とは、第28条、第33条、第35条、第48条、第48条の2及び第49条の規定によらないで、本大学において学習を許可された者をいう。

(聴講生及び科目等履修生の選考等)

第52条 前条の入学を志願する者があるときは、正規学生の学習に妨げのない限り、選考の上、学部長は教授会の議を経て許可することができる。

2 聴講生及び科目等履修生の授業科目は、一学年度について、その都度教授会において決定する。

第53条 削除

(委託生、聴講生及び科目等履修生の取扱い)

第54条 委託生、聴講生及び科目等履修生に関する規定は、それぞれ関西大学委託生取扱規程、関西大学聴講生取扱規程及び関西大学科目等履修生取扱規程に定める。

(学則の準用)

第55条 委託生及び聴講生には第4条、第18条、第24条第2項及び第26条を除き、科目等履修生には第4条、第18条及び第26条を除き、本学則の規定を準用する。

第9章 教育研究実施組織

(職員)

第56条 本大学に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(教育職員)

第57条 教育職員を分けて、教授、准教授、講師及び助教とする。

2 本大学は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に基づき、基幹教員を定める。

(授業科目の担当)

第58条 各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

(学長及び学部長)

第59条 本大学に学長及び学部長を置く。

2 学長は、大学の教務を統括し、最終的な決定を行う。

(事務職員)

第60条 学部等の教育・研究を支援し、その事務を処理するため、事務職員を置く。

(教授会)

第61条 各学部に教授会を置く。

2 教授会は、その学部に属する専任教育職員をもって組織する。ただし、教授会の組織には、特別契約教授及び教授会が認めた者を加えることができる。

3 教授会は、その学部に関する事項の審議に当たる。

4 教授会に関する規定は、各学部の教授会規程に定める。

第61条の2 削除

(学部長・研究科長会議)

第61条の3 本大学に学部長・研究科長会議を置く。

2 学部長・研究科長会議に関する規定は、関西大学学部長・研究科長会議規程に定める。

(大学協議会)

第62条 本大学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規定は、関西大学大学協議会規程に定める。

第63条及び第64条 削除

第10章 図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター、研究所、先

先端科学技術推進機構及びソシオネットワーク戦略研究機構

(図書館)

第65条 本大学に図書館を置く。

- 2 図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供することを目的とする。
- 3 図書館に関する規定は、別に定める。

(博物館)

第65条の2 本大学に博物館を置く。

- 2 博物館は、考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料並びに図書等の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする。
- 3 博物館に関する規定は、関西大学博物館規程に定める。

(インフォメーションテクノロジーセンター)

第65条の3 本大学にインフォメーションテクノロジーセンターを置く。

- 2 インフォメーションテクノロジーセンターは、高度な情報通信技術を用いて、教育・研究及び業務(学校法人の業務を含む。)を支援し、教育・研究の充実及び事務能率の向上に資することを目的とする。
- 3 インフォメーションテクノロジーセンターに関する規定は、関西大学インフォメーションテクノロジーセンター規程に定める。

(経済・政治研究所)

第66条 本大学に経済・政治研究所を置く。

- 2 経済・政治研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。
- 3 経済・政治研究所に関する規定は、関西大学経済・政治研究所規程に定める。

(東西学術研究所)

第67条 本大学に東西学術研究所を置く。

- 2 東西学術研究所は、東西両洋文化の学術研究、殊に比較研究を行い、世界文化の融合に貢献することを目的とする。
- 3 東西学術研究所に関する規定は、関西大学東西学術研究所規程に定める。

(先端科学技術推進機構)

第68条 本大学に先端科学技術推進機構を置く。

- 2 先端科学技術推進機構は、先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする。
- 3 先端科学技術推進機構に関する規定は、関西大学先端科学技術推進機構規程に定める。

(法学研究所)

第69条 本大学に法学研究所を置く。

- 2 法学研究所は、立法、司法、行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的とする。
- 3 法学研究所に関する規定は、関西大学法学研究所規程に定める。

(ソシオネットワーク戦略研究機構)

第69条の2 本大学にソシオネットワーク戦略研究機構を置く。

- 2 ソシオネットワーク戦略研究機構は、国公立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築並びに学術資料等の共同利用の促進等を行うため、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を行い、優れた研究体制の構築と研究基盤を形成し、世界が直面する社会的課題を解決することを目的とする。
- 3 ソシオネットワーク戦略研究機構に関する規定は、関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構規程に定める。

第11章 保健管理センター及び学生寮

(保健管理センター)

第70条 本大学に教職員及び学生の保健管理並びに診療業務を行うため、保健管理センターを設ける。

- 2 保健管理センターに関する規定は、保健管理規程（就）に定める。

(学生寮)

第71条 本大学に学生の便宜のため学生寮を設け、一定数の学生を収容する。

- 2 学生寮に関する規定は、関西大学学生寮規程に定める。

附 則

本学則は、昭和23年4月1日から施行する。(省略)

附 則

本学則は、2025年4月1日から施行する。